

長岡造形大学校友会会則（平成10年3月24日制定）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、長岡造形大学校友会と称する。

（目的）

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、長岡造形大学と学術の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）会報、会員名簿等の発行
- （2）校友大会、講演会、研究会等の開催
- （3）在学生への援助、協力
- （4）その他本会の目的達成のために必要な事業

（本部・事務）

第4条 本会は、本部を長岡造形大学内におく。

2 本会の事務は、会長の命を受け校友会本部が行う。

（支部）

第5条 必要に応じ、支部を設置することができる。

第2章 会員

（会員）

第6条 本会は、次の会員をもって組織する。

正会員 長岡造形大学学部及び大学院に入学した者。

特別会員 長岡造形大学教職員及び本学関係者で役員会が決定した者（ただし、卒業・修了教職員は除く）。

（会費）

第7条 会員は、本会の事業に要する経費として、所定の会費を納入するものとする。

2 会費の納入方法等については、別に定める。

3 正会員は、納入した会費等を返還請求することができない。

（届出）

第8条 会員は、その住所、氏名等を変更したときは、速やかに届け出るものとする。

（表彰）

第9条 本会に特に功労のあった会員は、役員会の議をもってこれを表彰することができる。

（除名）

第10条 本会の名誉を著しく損なう行為のあった会員は、役員会の議をもってこれを除名することができる。

（退会）

第11条 会員が各号の一に該当するときは退会したものとみなす。

（1）死亡した場合

（2）除名された場合

（3）終身会費を納めない場合

第3章 役員

（役員構成）

第12条 本会に、次の役員をおく。

（1）会長 1人

（2）副会長 若干人

（3）委員 若干人

（4）会計監事 2人 会計監事は、会長、副会長、委員、学年幹事を兼ねることができない。

（5）顧問 若干人

（役員職務）

第13条 役員職務は、次のとおりとする。

（1）会長は、会務を統括し、本会を代表する。

（2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。代行をする順位は、卒業年度順による。

（3）委員は、役員会を構成し、会務を執行する。

（4）会計監事は、本会の会計、会務執行状況及び財産の状態を監査する。

（5）顧問は、常時役員会の重要事項に関し、助言をすることが出来る。ただし、役員会において意思決定を行う権限を持たない。

（役員選任方法）

第14条 役員は、次の方法により選任する。

（1）会長は、役員会の互選により、委員より選出する。

（2）副会長は、会長が役員会の承認を得て、委員より選任する。

（3）委員は、会長が役員会の承認を得て、正会員より選任する。

（4）会計監事は、会長が役員会の承認を得て、会員より選任する。

（5）顧問は、会長が役員会の承認を得て、会員より選任する。

（役員任期）

第15条 役員任期は3年とし、再選を妨げない。ただし、後任者が決定するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 顧問の任期は、原則として終身とする。

（役員補充）

第16条 役員に欠員を生じたときは、第14条の

規定を準用して補充する。ただし、次の改選期までこれを延期することができる。

第4章 学年幹事

(学年幹事)

第17条 本会に学年幹事をおく。

- 2 学年幹事は、同年度会員との連絡を保持し、役員と会員相互の連携に努める。
- 3 学年幹事は、会長が役員会の承認を得て、正会員の中より、各年度別に、正副各1人ずつ選任する。
- 4 学年幹事の任期は、原則として終身とする。

第5章 会議

(会議の種類)

第18条 本会の会議は、校友大会、役員会の2種とする。

(校友大会)

第19条 校友大会は、全ての会員をもって構成し、会長が年1回召集して会務を報告する。

- 2 校友大会を開催することが困難な場合、会務報告を書面または校友会 web サイトを通じて報告することにより校友大会に代えることができる。
- 3 会長は、必要に応じ臨時に校友大会を召集することができる。

(役員会)

第20条 役員会は、会長、副会長、委員及び会計監事で構成する。

- 2 役員会は、必要に応じ随時開催するものとし、会長がこれを召集する。
- 3 会長または構成員の過半数以上の者が必要と認めるときは、会長が臨時に役員会を召集する。

(役員会の審議・執行事項)

第21条 役員会は、次の事項を審議し、これを執行する。

- (1) 本会運営のための基本方針
- (2) 会則、規則、その他の規定の制定、変更に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算書
- (4) 事業報告書、収支予算書及び財産目録
- (5) 運営資産積立金に関する事項
- (6) 会長、委員、学年幹事、会計監事の選任
- (7) その他本会の運営に必要な事項

(役員会の議事)

第22条 役員会は、構成員の過半数の出席により議事を行うことができる。ただし、当該議事について、書面をもってあらかじめ意思表示をした者は、出席したものとみなす。

- 2 役員会の議長は会長がこれに任じ、会長に事故あるときは副会長が代行する。
- 3 役員会の議事は過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 4 役員会の議事については議事録を作り、議長

及び出席役員1人がこれに記名捺印してこの会に保存する。

第6章 会計

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(経費)

第24条 本会の運営のための経費は、会費、寄付金及び資産から生ずる果実等の収入をもって支弁する。

(運営資産積立金)

第25条 毎会計年度の収支において収入超過を生じたときは、これを運営資産積立金に繰入れ、支出超過を生じたときは、運営資産積立金より補填する。

(予算)

第26条 本会の毎会計年度の予算は、会長がこれを編成し、役員会の承認を得なければならない。

(決算)

第27条 本会の決算は、毎会計年度終了後会長がこれを作成し、会計監事の監査の意見を添えて役員会に報告し、承認を得なければならない。

第7章 雑則

(その他)

第28条 この会則に定めるもののほか、校友会に関し必要な事項は、役員会の議を経て別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成10年3月24日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前に、第14条により選任された役員任期は、第15条の規定にかかわらず、平成13年4月1日までとする。
- 3 本会の終身会費は、40,000円とし、予納することができる。ただし、平成9年度及び平成10年度卒業生については、30,000円とする。

附則

この会則は、平成13年4月1日より施行する。

附則

この会則は、平成13年10月4日より施行する。

附則

この会則は、平成14年2月23日より施行する。

附則

この会則は、平成15年3月31日より施行する。

附則

この会則は、平成27年5月1日より施行する。

附則

この会則は、平成30年12月5日より施行する。